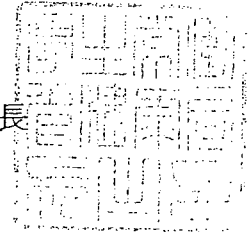


健発第0519002号

平成18年 5月19日

各
〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕 殿

厚生労働省健康局長



特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について

標記については、「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）により実施されてきたところであるが、平成18年度から新たに「肝炎ウイルス検査」の単独実施及び対象者の拡大（40歳以上とする年齢制限の撤廃）をするとともに、肝炎ウイルスに関する相談事業及び性感染症に関する相談事業を実施することにより、これら感染症のまん延防止、発生の予防等を図ることとした。

については、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

特定感染症検査等事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「<u>「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、国が策定した「<u>性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年2月厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年10月厚生省告示第217号)に基づき、<u>性感染症とHIV感染の相談の体制を連携し、検査等の利便性を高めることにより発生の予防及びまん延の防止を図るとともに、ウイルス性肝炎の検査を推進することにより、これらの感染症の予防・治療対策の推進を図るものである。</u></u></p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。</p>

改正後

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（H B s抗原検査及びH C V抗体等検査）及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。

4. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

現行

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症検査事業（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎検査事業（性感染症検査又はH I V抗体検査を実施する者のうち、ウイルス性肝炎の検査を希望する40歳以上の者に対して行うH B s抗原検査及びH C V抗体等検査事業）に対して補助をするものである。

4. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。



健感発第0519002号
健疾発第0519002号
平成18年 5月19日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

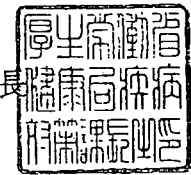
 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長



疾病対策課長



特定感染症検査等事業の実施について

標記については、平成18年5月19日付け健発第0519002号により厚生労働省健康局長から各都道府県知事、政令市長及び特別区長あてに、「特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について」が通知されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、積極的な取組をお願いする。

(別紙)

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患)に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業(HBs抗原検査及びHCV抗体等検査)及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。

4. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。